

告 示

埼玉県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉ふれあい拠点運営共同事業体

東京都千代田区三番町二番地

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで